

別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
1	監督対象子会社の名称	
2	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額	
3	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨	
4	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合	
5	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職	
6	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	
7	施行規則第22条の7第1号に定める設備部門	
8	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	
9-1	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
9-2	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
10	施行規則第22条の7第14号の規定により行った監視の結果	
11	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	

監督対象子会社の名称

1	株式会社NTT西日本ー関西
2	株式会社NTT西日本ーみやこ
3	株式会社NTT西日本ー兵庫
4	株式会社NTT西日本ー東海
5	株式会社NTT西日本ー北陸
6	株式会社NTT西日本ー中国
7	株式会社NTT西日本ー四国
8	株式会社NTT西日本ー九州
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト
11	株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西
12	株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海
13	株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸
14	株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国
15	株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国
16	株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州
17	テルウェル西日本株式会社
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ
19	株式会社データプラス
20	株式会社広告通信社

別添資料 2

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

・株式会社 N T T 西日本ー関西

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、S I 受託業務等	

・株式会社 N T T 西日本ーみやこ

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、S I 受託業務等	

・株式会社 N T T 西日本ー兵庫

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、S I 受託業務等	

・株式会社 N T T 西日本ー東海

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、S I 受託業務等	

・株式会社 N T T 西日本ー北陸

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、S I 受託業務等	

・株式会社NTT西日本－中国

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等	情報機器販売、SI受託業務等		

・株式会社NTT西日本－四国

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等	情報機器販売、SI受託業務等		

・株式会社NTT西日本－九州

委託した業務の内容			委託額
電気 通信 業務	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等	情報機器販売、SI受託業務等		

・株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

委託した業務の内容	委託額
116業務、受注処理業務等	

・株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

委託した業務の内容	委託額
設備構築・管理・保守等	

・株式会社NTT西日本－ホームテクノ関西

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本－ホームテクノ東海

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・テルウェル西日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務、電報受付・配達等	

・株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務等	

・株式会社データプラス

委託した業務の内容	委託額
ダイレクトメール発送業務等	

・株式会社広告通信社

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務等	

別添資料3

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

	会社名	再委託
1	株式会社NTT西日本ー関西	有
2	株式会社NTT西日本ーみやこ	有
3	株式会社NTT西日本ー兵庫	有
4	株式会社NTT西日本ー東海	有
5	株式会社NTT西日本ー北陸	有
6	株式会社NTT西日本ー中国	有
7	株式会社NTT西日本ー四国	有
8	株式会社NTT西日本ー九州	有
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	有
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト	有
11	株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西	有
12	株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海	有
13	株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸	有
14	株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国	有
15	株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国	有
16	株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州	有
17	テルウェル西日本株式会社	有
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ	無
19	株式会社データプラス	無
20	株式会社広告通信社	有

別添資料 4

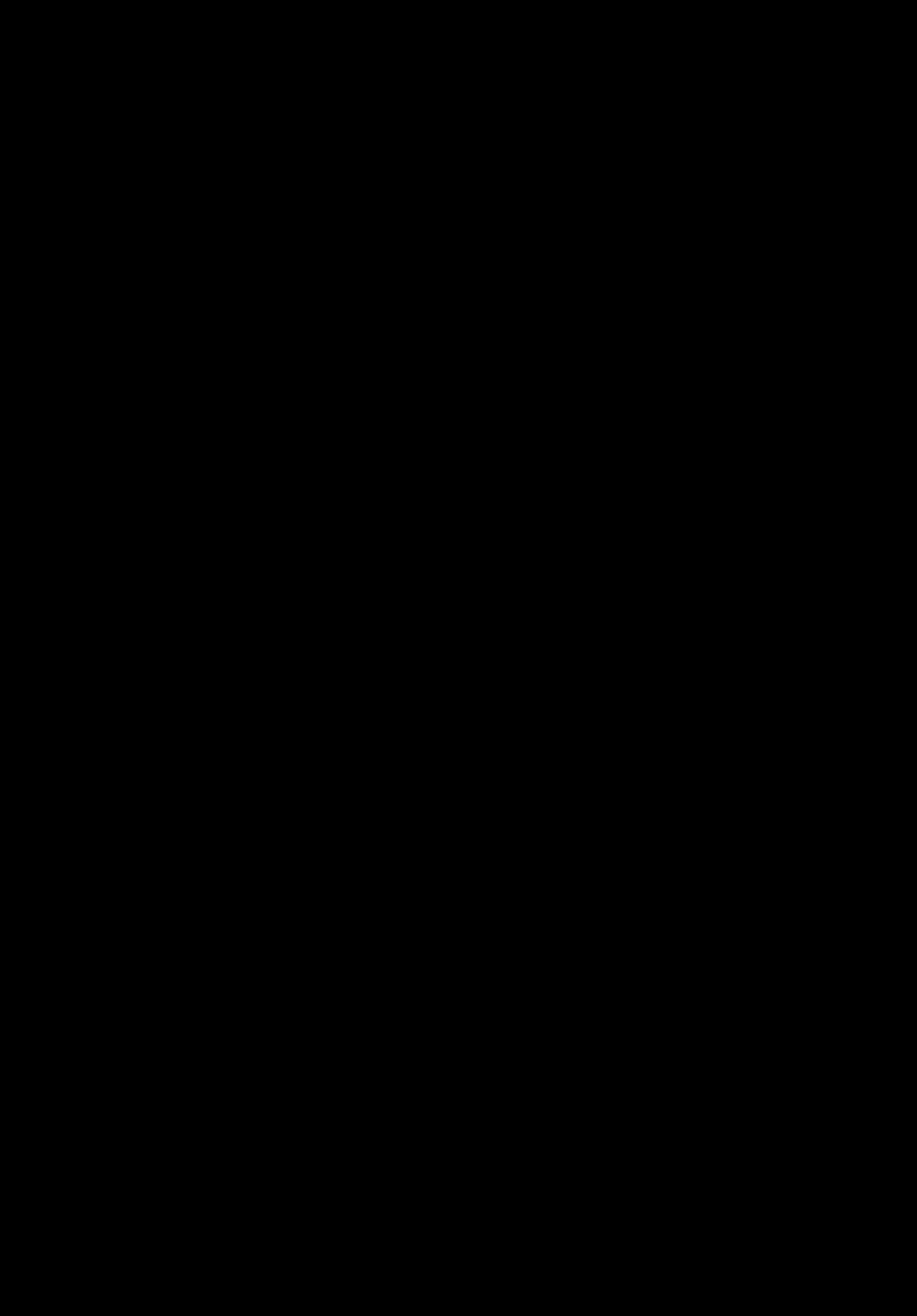
監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

	会社名	自己及び子会社	議決権の割合
1	株式会社NTT西日本ー関西	西日本電信電話株式会社	100%
2	株式会社NTT西日本ーみやこ	西日本電信電話株式会社	100%
3	株式会社NTT西日本ー兵庫	西日本電信電話株式会社	100%
4	株式会社NTT西日本ー東海	西日本電信電話株式会社	100%
5	株式会社NTT西日本ー北陸	西日本電信電話株式会社	100%
6	株式会社NTT西日本ー中国	西日本電信電話株式会社	100%
7	株式会社NTT西日本ー四国	西日本電信電話株式会社	100%
8	株式会社NTT西日本ー九州	西日本電信電話株式会社	100%
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	西日本電信電話株式会社	100%
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト	西日本電信電話株式会社	100%
11	株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西	西日本電信電話株式会社	100%
12	株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海	西日本電信電話株式会社	100%
13	株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸	西日本電信電話株式会社	100%
14	株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国	西日本電信電話株式会社	100%
15	株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国	西日本電信電話株式会社	100%
16	株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州	西日本電信電話株式会社	100%
17	テルウェル西日本株式会社	西日本電信電話株式会社	91.67%
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ	西日本電信電話株式会社	100%
19	株式会社データプラス	テルウェル西日本株式会社	88.76%
20	株式会社広告通信社	テルウェル西日本株式会社	100%

別添資料 5

自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

・ 株式会社 N T T 西日本一関西

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
	

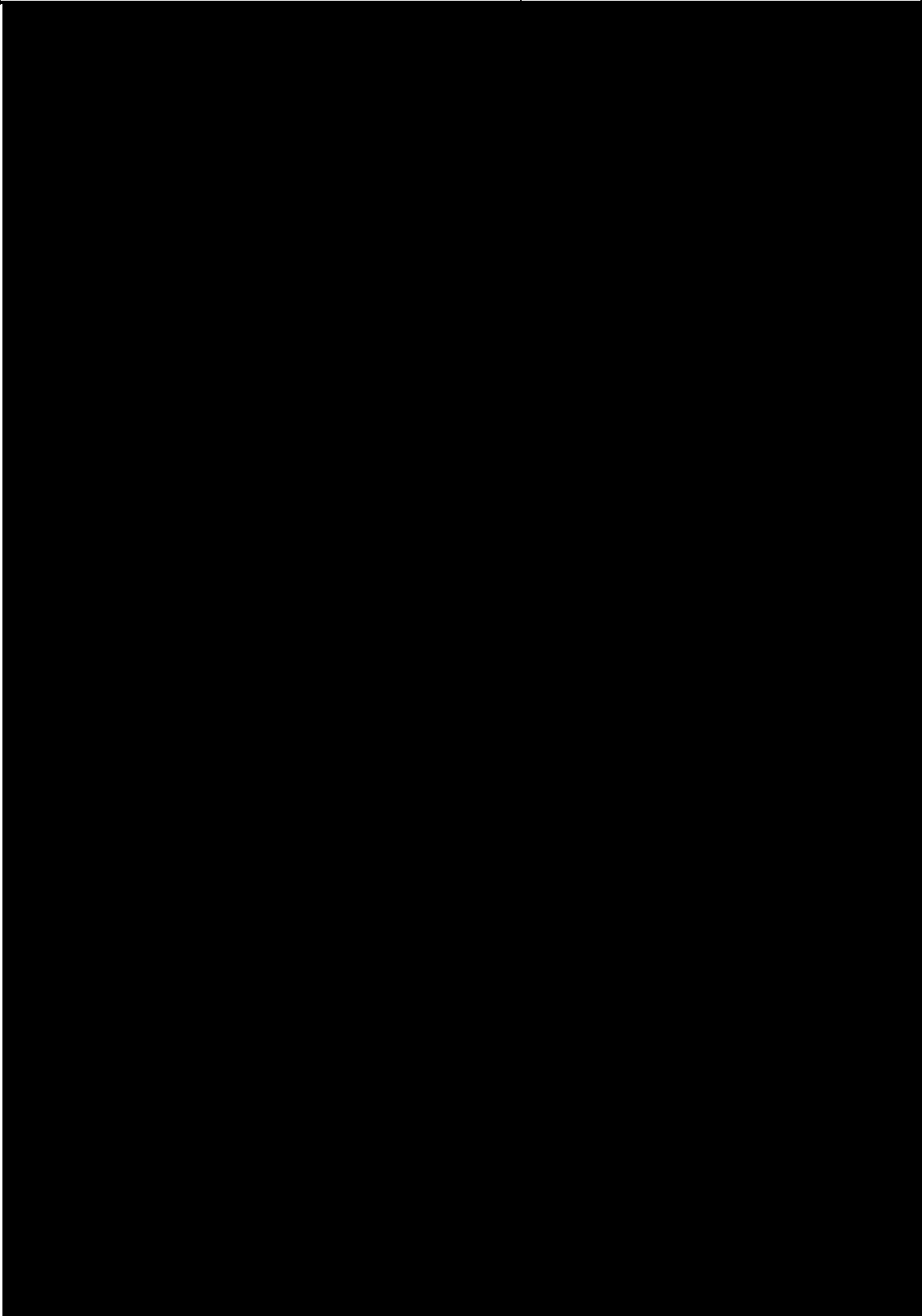
・株式会社NTT西日本ーみやこ

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted Content]	

・株式会社NTT西日本ー兵庫

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted Content]	

・株式会社NTT西日本一東海

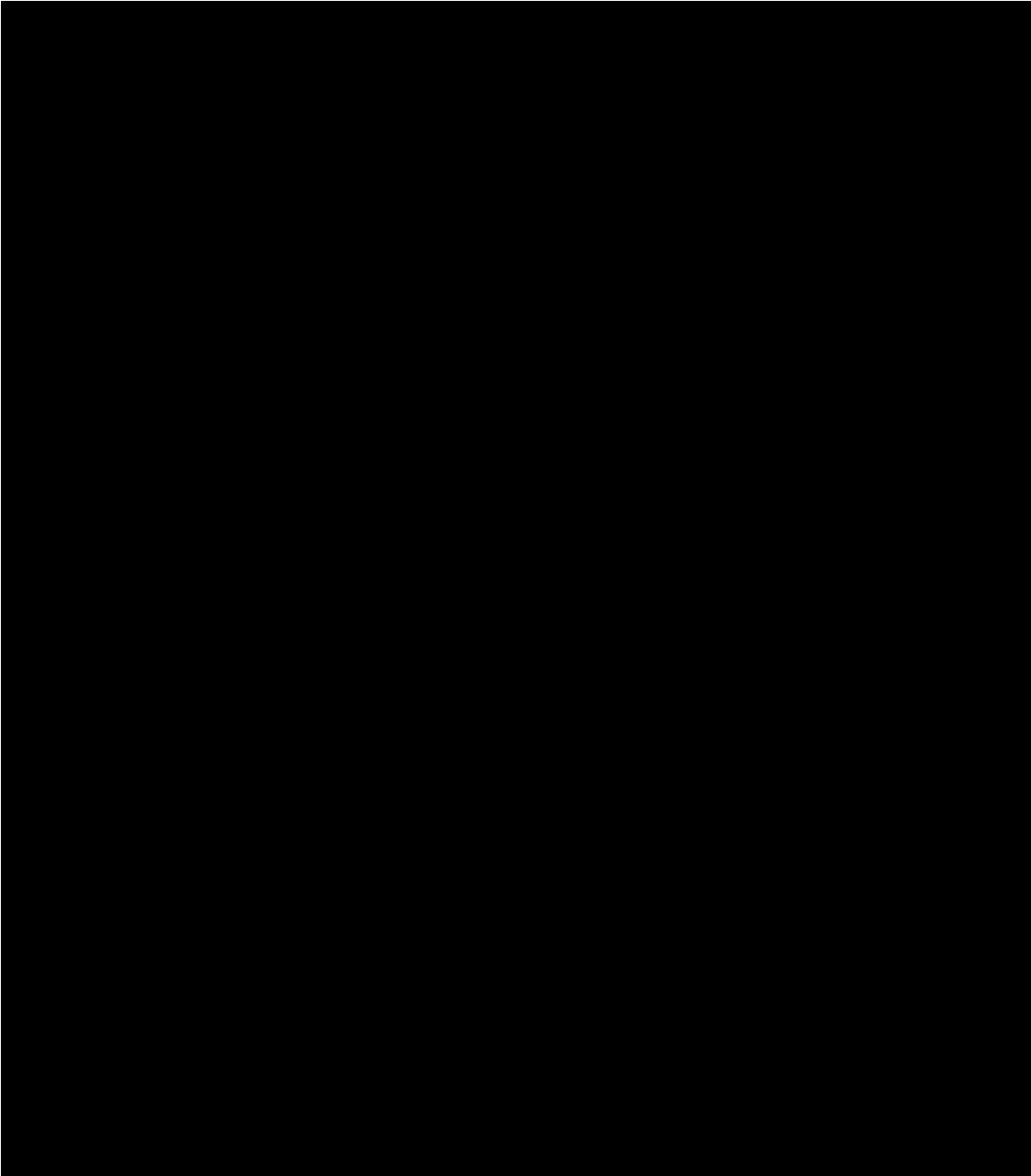
西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
 A large black rectangular redaction covers the entire body of the table, obscuring all text and data that would otherwise be present in the rows.	

・株式会社NTT西日本ー北陸

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted Content]	

・株式会社NTT西日本ー中国

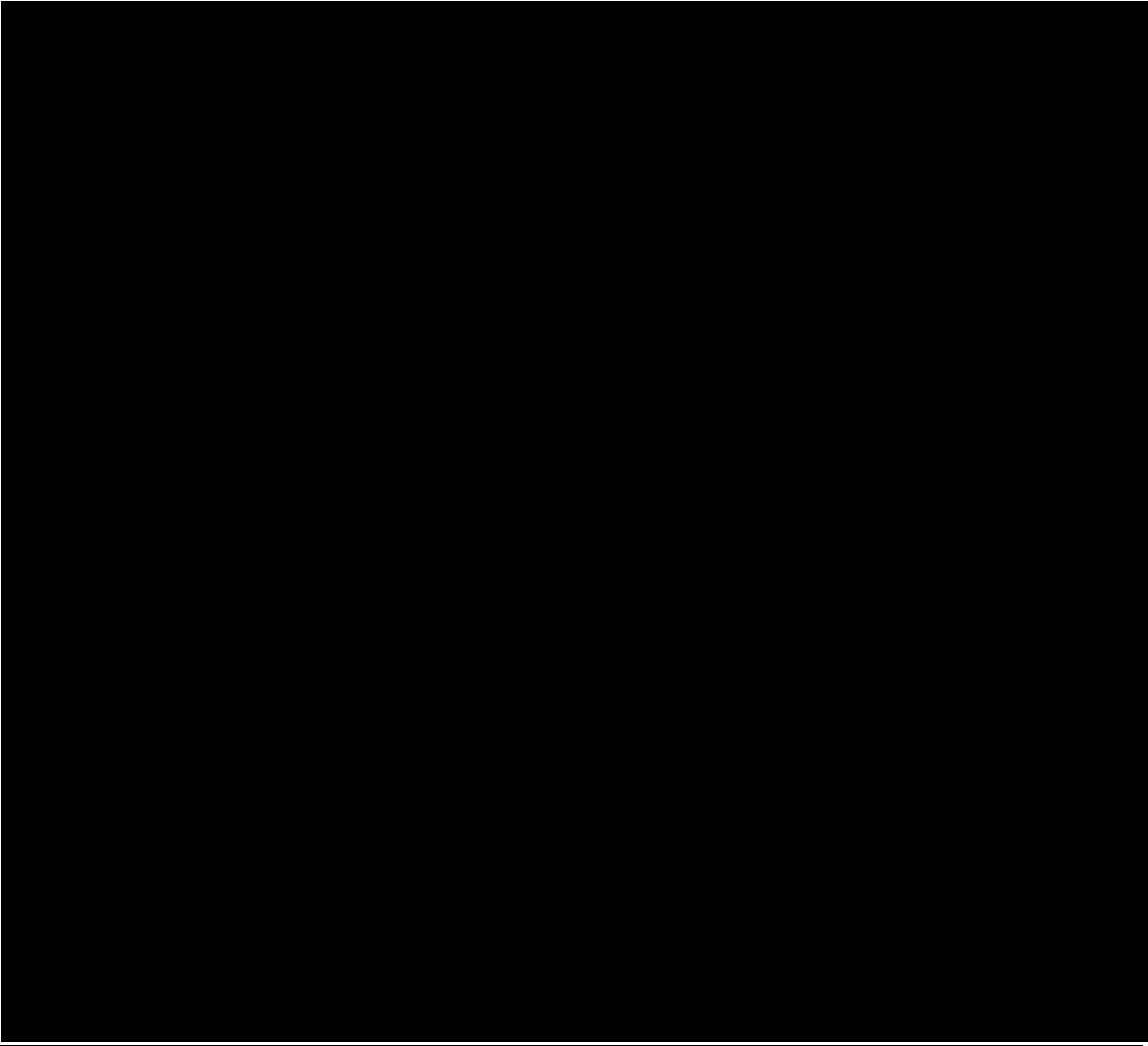
西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted Content]	



・株式会社NTT西日本一四国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
-------------------	---------------

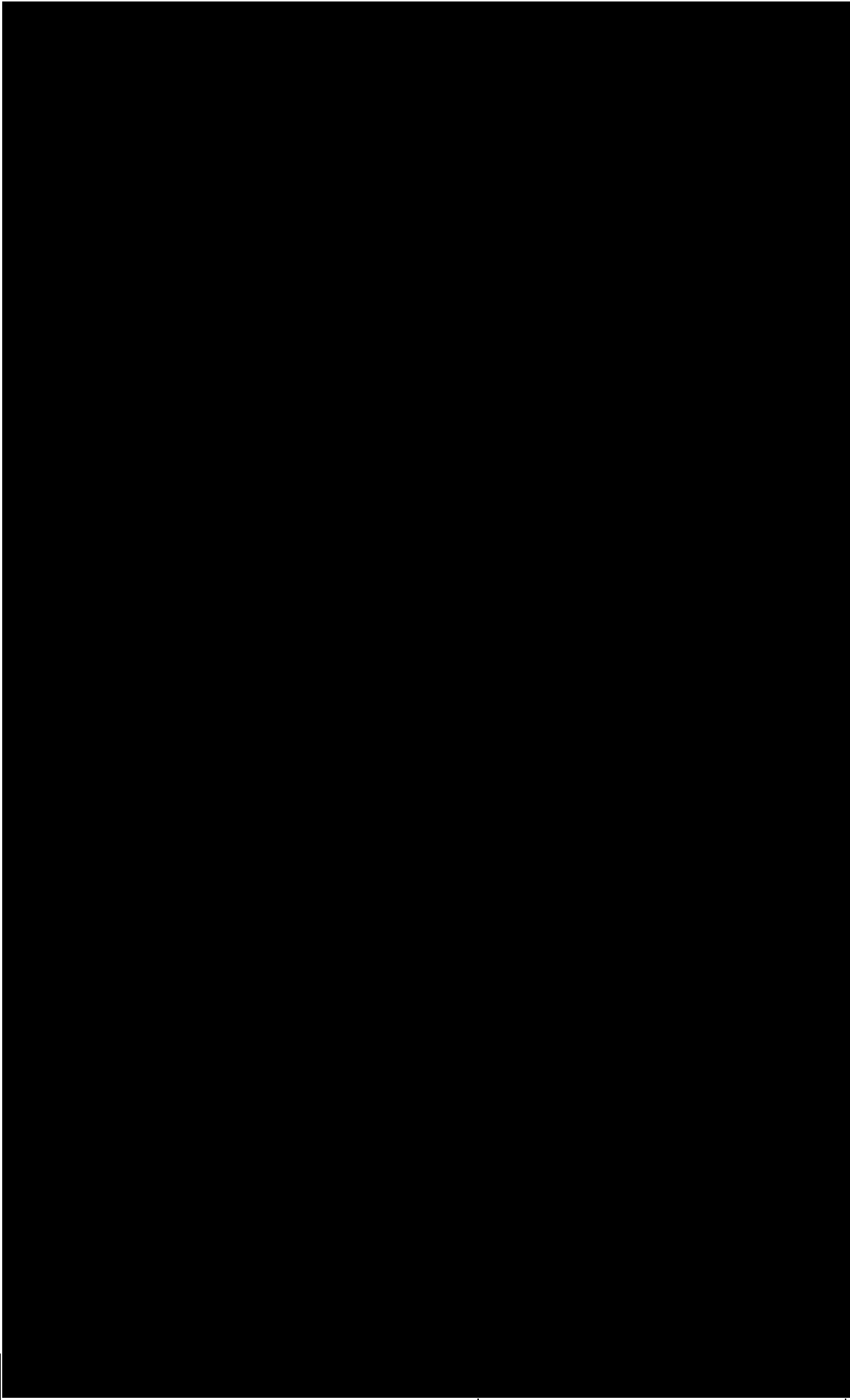


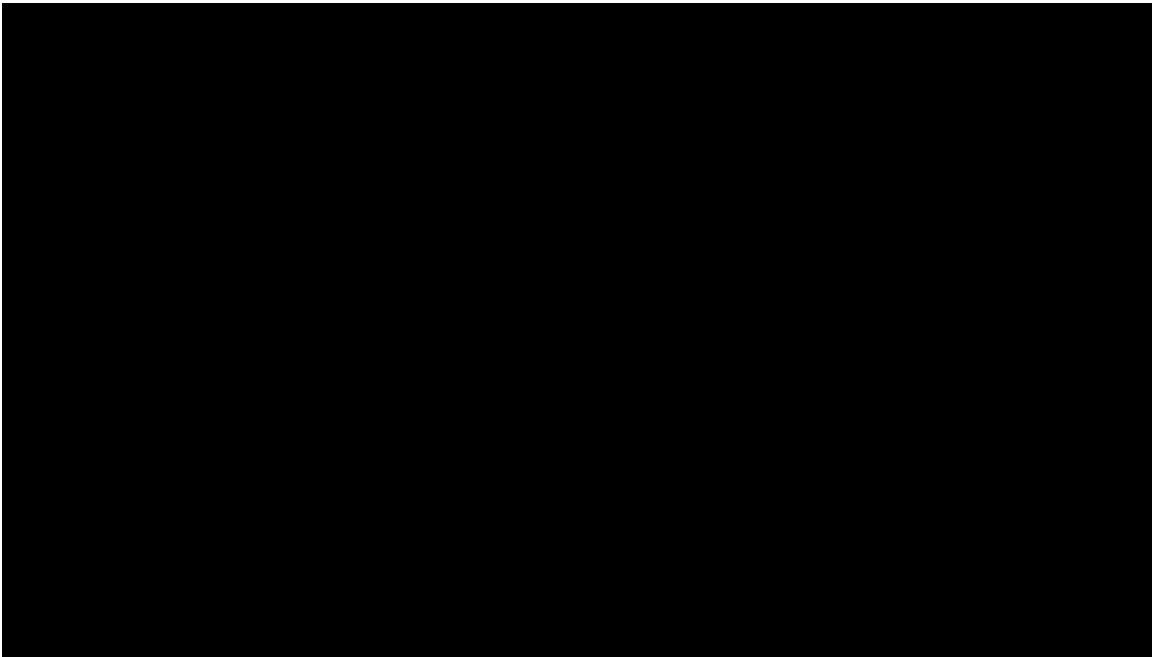


・株式会社NTT西日本一九州

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
-------------------	---------------







・株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

・株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・テルウェル西日本株式会社

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社データプラス

無し

・株式会社広告通信社

無し

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-関西

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 大阪東事業部長) (禁止行為防止責任者: 大阪南事業部長) (禁止行為防止責任者: 和歌山事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.6.20~H24.1.25
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-みやこ

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 奈良事業部長) (禁止行為防止責任者: 滋賀事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.10.24~H24.2.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-兵庫

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.14~H23.11.18
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-東海

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 静岡事業部長) (禁止行為防止責任者: 岐阜事業部長) (禁止行為防止責任者: 三重事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.7.25~H24.2.8
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-北陸

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 富山事業部長) (禁止行為防止責任者: 福井事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.7~H24.1.18
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-中国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 岡山事業部長) (禁止行為防止責任者: 島根事業部長) (禁止行為防止責任者: 鳥取事業部長) (禁止行為防止責任者: 山口事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.8.29~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-四国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 香川事業部長) (禁止行為防止責任者: 徳島事業部長) (禁止行為防止責任者: 高知事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.2.6~H24.2.10
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本-九州

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 北九州事業部長) (禁止行為防止責任者: 佐賀事業部長) (禁止行為防止責任者: 長崎事業部長) (禁止行為防止責任者: 熊本事業部長) (禁止行為防止責任者: 大分事業部長) (禁止行為防止責任者: 鹿児島事業部長) (禁止行為防止責任者: 宮崎事業部長) (禁止行為防止責任者: 沖縄事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.30~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTTマーケティングアクト

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ████████名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTTネオメイト

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 関西支店長) (禁止行為防止責任者: 東海支店長) (禁止行為防止責任者: 北陸支店長) (禁止行為防止責任者: 中国支店長) (禁止行為防止責任者: 四国支店長) (禁止行為防止責任者: 九州支店長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ████████名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.23~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ関西

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.6.20~H24.2.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ東海

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.7.25~H24.2.8
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ北陸

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.7~H24.1.18
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ中国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.8.29~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ四国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.2.6~H24.2.10
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ九州

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: █████ 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.30~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名: テルウェル西日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 東海支店長) (禁止行為防止責任者: 北陸支店長) (禁止行為防止責任者: 中国支店長) (禁止行為防止責任者: 四国支店長) (禁止行為防止責任者: 九州支店長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.23~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名: 株式会社NTTメディアサプライ

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率: 100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【ロ④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社データプラス

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 常務取締役 営業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社広告通信社

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備 【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: NTT営業部長) (禁止行為防止責任者: 岡山支店長) (禁止行為防止責任者: 島根支店長) (禁止行為防止責任者: 山口支店長) (禁止行為防止責任者: 四国支店 業務部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【口②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: ■■■名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検・監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置 【ハ】	該当なし	—

別添資料 7

施行規則第 22 条の 7 第 1 号に定める設備部門

		組 織 名 称	
設 備 部 門		ネ ッ ト ワ ー ク 部	
		サ ー ビ ス マ ネ ジ メ ン ト 部	
		相 互 接 続 推 進 部	
		地 域 事 業 本 部	設 備 部
		支 店	設 備 部

(西) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第 22 条の 7 第 11 号<他社手続>関連)

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・ 他社から平成 23 年 1 月 30 日以降に申込まれ、平成 24 年 3 月 31 日までに完了した手続についての件数と平均日数 (①申込日 (※1) ~ 回答日 (※2)、②申込日 ~ 提供可能日 (※3)、③申込日 ~ 工事完了日 (※4))

※1 他社から手続の申込みがあった日。

※2 当社が提供可能日等 (事前調査においては、接続の可否等) を回答した日。なお、第 21 条 (接続申込み) に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。

※3 最短で接続を開始することが可能となる日。

※4 接続に係る工事が完了した日。

※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

	アンバンドル機能等	件数	平均日数		
			①申込日 ~ 回答日	②申込日 ~ 提供可能日	③申込日 ~ 工事完了日
アクセスライン	端末回線伝送機能 第 2 欄又は第 6 欄イ (加入ダークファイバ (シェアドアクセス方式))				
	端末回線伝送機能 第 6 欄ア (加入ダークファイバ (シングルスター方式))				
	端末回線伝送機能 第 4 欄 (電話重畳するもの) (DSL (ラインシェアリング))		1	手続なし	8
	端末回線伝送機能 第 4 欄 (電話重畳しないもの) (DSL (ドライカップ))		1	手続なし	16
	端末回線伝送機能 (10 項協定によるもの) (電話 (ドライカップ))		1	手続なし	15
	端末回線伝送機能 第 3 欄 (接続専用線)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第 8 欄 (メガデータネッツ)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第 9 欄 (NGN イーサ)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第 5 欄 (ISM 折返し機能)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第 7 欄 (INS キャリアズレート)			手続なし	
端末回線伝送機能 第 1 欄 (PHS 基地局回線)		手続なし	手続なし		

コ ア ネ ッ ト ワ ー ク	優先接続機能		手続なし	手続なし	5
	一般番号ポータ ビリティ実現機 能	加入電話⇒ 他社		手続なし	
		ひかり電話⇒ 他社		手続なし	
		他社⇒他社		手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)				
	端末系交換機能(優先接続機能及 び一般番号ポータビリティ実現機 能を除く)・加入者交換機接続用伝 送装置利用機能・市内伝送機能・ 中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		手続なし	手続なし	
特別光信号中 継伝送機能	波長分割多重 回線				
	分波光変換装 置 (WDMパッ ケージ)	手続なし	手続なし		
光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)					
事 前 手 続	第11条(事前調査の申込み)及 び第13条(事前調査の回答)に 規定する手続			手続なし	手続なし
	第21条(接続申込み)に規定す る手続			手続なし	手続なし
	第23条(接続用設備の設置又は 改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びW DMパッケージを除く)		手続なし	手続なし	
	第30条(接続用ソフトウェアの 開発の申込み)に規定する手続		手続なし	手続なし	
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査 及び設置申込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置)に規定す る手続		23	手続なし	手続なし
管 路 ・ と う 道	第10条の3(相互接続点の調査 及び設置申込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置)に規定す る手続			手続なし	手続なし
電 柱 添 架	第10条の13(電柱添架の申込 み)に規定する手続			手続なし	手続なし

情報開示	ホームページ開示 (無償) ※5	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	10	手続なし	手続なし	手続なし
		第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第8項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の2(通信用建物の空き情報等の提供)に規定する手続	59	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	14	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	6,581	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示 (有償)	第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)			手続なし	手続なし

	<p>第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第52条（協定事業者の切分責任等）第3項に規定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第68条（手続費の支払義務）第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第68条（手続費の支払義務）第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>

	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし
個別開示（無償）	第99条の9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
	第99条の12（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
個別開示（有償）	電気通信事業法第33条第10項に基づく協定に規定する名義人の判定結果に関する情報提供		手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

- ・他社から平成23年11月30日以降に申込み、平成24年3月31日までに完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		条件規定条文		
アクセスライン	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアードアクセス方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合	
	端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイバ(シングルスター方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合	
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合	
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)		ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)
			イ	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から6週間以内)
		分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ	第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)

	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前 手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・ 申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・ 開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から1年以内)
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管 路 ・ と う 道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月半以内)
電 柱 添 架	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・ 申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月以内)
情 報 開 示	個別開示(有償) 第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)

	<p>第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日 （1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内） （2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内） （3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所的位置）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第7号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会）第2項第8号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>

	<p>第10条の2（事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>
<p>第10条の2（事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から6週間以内）</p>	
<p>第10条の2（事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）</p>	<p>第10条の2（事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	
<p>第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続</p>	<p>第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>	
<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続 （DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>	<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から3営業日以内）</p>	
<p>第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第1項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）</p>	<p>第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	

(西)電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第22条の7第12号<当社手続>関連)

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年3月31日までに完了した手続についての件数と平均日数（①申込日（※1）～回答日（※2）、②申込日～提供可能日（※3）、③申込日～工事完了日（※4））

※1 当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。

※2 当社設備部門が提供可能日等（事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等）を回答した日。なお、接続約款第21条（接続申込み）に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。

※3 最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。

※4 第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。

※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等	件数	平均日数						
		①申込日～回答日	②申込日～提供可能日	③申込日～工事完了日				
アクセスライン	0	0	手続なし	14				
					フレッツ 光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ） フレッツ・光プレミアム（ファミリータイプ） （端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ）	0	手続なし	20
		フレッツ 光ネクスト（マンションタイプ） フレッツ・光プレミアム（マンションタイプ） （端末回線伝送機能 第6欄ア）	0	手続なし	20			
						フレッツ・ADSL（利用回線型） （端末回線伝送機能 第4欄（電話重畳するもの））	0	手続なし
		フレッツ・ADSL（契約者回線型） （端末回線伝送機能 第4欄（電話重畳しないもの））	0	手続なし	20			

	加入電話・INSネット64 (端末回線伝送機能(10項協定によるもの))		0	手続なし	11
	一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス (端末回線伝送機能 第3欄)			手続なし	
	メガデータネット (端末回線伝送機能 第8欄)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第9欄に相当する当社サービス (端末回線伝送機能 第9欄)		手続なし	手続なし	手続なし
	フレッツ・ISDN (端末回線伝送機能 第5欄)			手続なし	
	INSネット1500 (端末回線伝送機能 第7欄)			手続なし	
	端末回線伝送機能 第1欄に相当する当社サービス (端末回線伝送機能 第1欄)		手続なし	手続なし	手続なし
コアネットワーク	マイライン(優先接続機能)		手続なし	手続なし	5
	一般番号ポータビリティ実現機能	加入電話⇒ひかり電話		手続なし	
		他社⇒ひかり電話		手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)				
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		手続なし	手続なし	手続なし
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	手続なし	手続なし	手続なし
		分波光変換装置 (WDMパッケージ)	手続なし	手続なし	手続なし
光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)		手続なし	手続なし	手続なし	
事前手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続			手続なし	手続なし
	第21条(接続申込み)に規定する手続			手続なし	手続なし
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)		手続なし	手続なし	手続なし
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続		手続なし	手続なし	

コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続			19	手続なし	手続なし
	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
管 路 ・ と う 道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
電 柱 添 架	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
情 報 開 示	ホ ー ム ペ ー ジ 開 示 (無 償) ※5	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	10	手続なし	手続なし	手続なし
		第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第8項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の2(通信用建物の空き情報等の提供)に規定する手続	59	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	14	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし

個別開示 (有償)	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第1号に規定する 手続 (接続に必要な接続申込 者の伝送装置又はケーブ ルその他の装置等を設置 することが可能な場所の 位置及び寸法)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第2号に規定する 手続 (電力設備、空気調整設 備、二重床その他接続に 必要な装置等の設置に付 随して利用する周辺設備 に係る情報)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第3号に規定する 手続 (MDFの位置、MDF の全端子数及び未利用端 子数並びに光主配線盤の 位置、光主配線盤の全端 子数及び未利用端子数)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第4号に規定する 手続 (当社の通信用建物内に 相互接続点を設置するこ との可否)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第5号に規定する 手続 (光回線設備の全芯線数 及び未利用芯線数)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第6号に規定する 手続 (光信号端末回線を敷設 するために用いる伝送路 設備の終端する箇所の位 置)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第7号に規定する 手続 (光ファイバ化された電 話番号のうちメタル回線 への変更の可否)</p>		手続なし	手続なし
	<p>第10条の2(事前照会) 第2項第8号に規定する 手続 (光信号端末回線の提供 可能時期及び伝送損失)</p>		手続なし	手続なし

	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第9号に規定する 手続 （一般光信号中継回線の 提供可能時期）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第10号に規定す る手続 （特別光信号中継回線の 提供可能時期）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第11号に規定す る手続 （その他様式に記載する 必要がある事項に係る情 報）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第34条の8（一般光信 号中継回線の異経路構成 等に係る確認調査）及び 第34条の9（異経路構 成等による一般光信号中 継回線の提供に係る調査 及び接続の申込み）に規 定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第34条の10（光信号 端末回線のテープ分散に 係る確認調査及び接続の 申込み）に規定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第52条（協定事業者の 切分責任等）第3項に規 定する手続</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第68条（手続費の支払 義務）第1項第25号に 規定する同一番号移転可 否情報調査</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第68条（手続費の支払 義務）第1項第31号に 規定する端末回線ごとの 線路条件及び収容状況に 係る情報調査</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第99条の3（DSL回 線等に係る情報の提供） 第1項に規定する手続 （DSL回線ごとの線路 条件等に関する調査）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>
	<p>第99条の3（DSL回 線等に係る情報の提供） 第2項に規定する手続 （き線点情報に関する調 査）</p>		<p>手続なし</p>	<p>手続なし</p>

	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第3項に規定する手続 （き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第4項に規定する手続 （メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供） 第1項に規定する手続 （光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供） 第2項に規定する手続 （光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供） 第3項に規定する手続 （光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供） 第4項に規定する手続 （中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし
個別開示 （無償）	第99条の9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
	第99条の12（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
個別開示 （有償）	電気通信事業法第33条第10項に基づく協定に規定する名義人の判定結果に関する情報提供	手続なし	手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込み、平成24年3月31日までに完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		準ずる接続約款の条件	
アクセスライン	フレッツ 光ネクスト (ファミリー・ハイスピードタイプ) (ファミリータイプ)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から3週間以内)
	フレッツ・光プレミアム (ファミリータイプ) (端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ)	イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日 (申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ 光ネクスト (ビジネスタイプ)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
	フレッツ・光プレミアム (エンタープライズタイプ)	イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日 (申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ 光ネクスト (マンションタイプ)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から3週間以内)
	フレッツ・光プレミアム (マンションタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日 (申込から1ヶ月以内)
一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から3週間以内)	
	イ	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 回答日から提供可能日 (回答から1ヶ月半以内)	
コアネットワーク	端末系交換機能 (優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/I C接続用伝送路)	第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日 (個別建設契約締結から1年以内)	
特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日 (申込から6週間以内)

		分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
		光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前手続		第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
		第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
		第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から1年以内)
コロケーション		第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管路・とう道		第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月半月以内)
電柱添架		第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月以内)
情報開示	個別開示(有償)	第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)

	<p>第10条の2(事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内) (3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)</p>

	<p>第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する手続 (一般光信号中継回線の提供可能時期)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第10号に規定する手続 (特別光信号中継回線の提供可能時期)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から6週間以内)</p>
	<p>第10条の2(事前照会)第2項第11号に規定する手続 (その他様式に記載する必要がある事項に係る情報)</p>	<p>第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>
	<p>第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続</p>	<p>第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)</p>
	<p>第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(DSL回線ごとの線路条件等に関する調査)</p>	<p>第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) ・ 申込日から回答日(申込から3営業日以内)</p>
	<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)</p>	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)</p>

(西) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続を「当社手続」という。

	対象手続		監視の結果
	他社	当社	
アクセスライン	<p>端末回線伝送機能 第 2 欄又は第 6 欄イ (加入ダークファイバ (シェアードアクセス方式))</p>	<p>フレッツ 光ネクスト (ファミリー・ハイスピードタイプ) (ファミリータイプ) フレッツ・光プレミアム (ファミリータイプ)</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日～回答日) は■日、② (申込日～提供可能日) は■■日、③ (申込日～工事完了日) は■■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、ア (申込日から回答日までの期間) は 96%、イ (申込日から提供可能日までの期間) は 94% となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日～回答日) は■日、② (申込日～提供可能日) は■■日、③ (申込日～工事完了日) は■■日となっている。</p> <p>また、当社手続の納期遵守率はア (申込日～回答日) は 97%、イ (申込日～提供可能日) は 94% となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③ (申込日～工事完了日) は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、① (申込日～回答日) ② (申込日～提供可能日) で検証を実施した。</p> <p>他社手続は、① (申込日～回答日) は■日、② (申込日～提供可能日) は■■日、当社手続は① (申込日～回答日) ■日、② (申込日～提供可能日) は■■日</p>

			<p>となっているが、申込手続について、工事日即決手続と工事日非即決手続の異なる2つの手続があるため、さらに同じ手続同士で検証を実施した。</p> <p>工事日即決手続については、当社のみが実施しており、他社が実施していないことから検証が不可能。</p> <p>工事日非即決手続については、他社手続は①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日、当社手続は①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日となっている。この結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p> <p>※工事日即決手続：申込時に工事日を予約する手続、非即決手続：申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手続。</p>
<p>端末回線伝送機能 第6欄ア （加入ダークファイバ（シングルスター方式））</p>	<p>フレッツ 光ネクスト（ビジネスタイプ） フレッツ・光プレミアム（エンタープライズタイプ）</p>		<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日から回答日までの期間）は91%、イ（申込日から提供可能日までの期間）は90%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。</p> <p>また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日から回答日までの期間）は94%、イ（申込日から提供可能日までの期間）は90%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した。</p> <p>他社に比べ自社が短くなっていたが、他社については、</p>

			設備量が十分でないエリアへの申込みの影響や当社設備部門の責めによらない事由で長期化したもの。その影響を除けば自社他社同等となっており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
端末回線伝送機能 第4欄（電話重畳するもの） （DSL（ラインシェアリング））	フレッツADSL（利用回線型）		<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は1日、③（申込日～工事完了日）は8日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は0日、③（申込日～工事完了日）は14日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
端末回線伝送機能 第4欄（電話重畳しないもの） （DSL（ドライカッパ））	フレッツADSL（契約者回線型）		<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は1日、③（申込日～工事完了日）は16日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は0日、③（申込日～工事完了日）は20日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
端末回線伝送機能（10項協定によるもの） （電話（ドライカッパ））	加入電話・INS64		<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は1日、③（申込日～工事完了日）は15日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は0日、③（申込日～工</p>

		<p>事完了日)は11日となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>端末回線伝送機能 第3欄 (接続専用線)</p>	<p>一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>端末回線伝送機能 第8欄 (メガデータネットワーク)</p>	<p>メガデータネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>端末回線伝送機能 第9欄 (NGNイー)</p>	<p>端末回線伝送機能第9欄に相当する当社サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■。 ・当社手続は、■■■■。

	サ)	ス	
	端末回線伝送機能第5欄 (ISM折返し機能)	フレッツ・ISDN	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■■。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日、③(申込日～工事完了日)は■■■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第7欄 (INSキャリアズレート)	INSネット1500	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■■。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能第1欄 (PHS基地局回線)	端末回線伝送機能第1欄に相当する当社サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日～工事完了日)は■■■日となっている。 ・当社手続は、■■■■■。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
コアネットワーク	優先接続機能	マイライン	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日～工事完了日)は5日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日～工事完了日)は5日となっている。 ・他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	一般番号ポータビリティ実現機能	一般番号ポータビリティ実現機能	<p>[加入電話⇒他社]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。

		<p>〔ひかり電話⇒他社〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 <p>〔他社⇒他社〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 <p>〔加入電話⇒ひかり電話〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 <p>〔他社⇒ひかり電話〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>一般光信号中継 伝送機能 （中継ダークフ アイバ）</p>	<p>一般光信号中継 伝送機能 （中継ダークフ アイバ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日から回答日までの期間）は87%、イ（申込日から提供可能日までの期間）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■■日、③（申込日～工事完了日）は■■日となっている。

		<p>また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日から回答日までの期間）は100%、イ（申込日から提供可能日までの期間）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（GC/IC接続用伝送路）</p>	<p>端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（GC/IC接続用伝送路）</p>	<p>・他社手続は、■■■■■。</p> <p>・当社手続は、■■■■■。</p>
<p>特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）</p>	<p>特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）</p>	<p>・他社手続は、■■■■■。</p> <p>・当社手続は、■■■■■。</p>
<p>特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（WDMパッケージ））</p>	<p>特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（WDMパッケージ））</p>	<p>・他社手続は、■■■■■。</p> <p>・当社手続は、■■■■■。</p>
<p>光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）</p>	<p>光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■■日、②（申込日～提供可能日）は■■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■■日となっている。</p>

			<p>また、他社手続の納期遵守率（申込日～工事完了日）は、94%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、 。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
事前手続	第11条（事前調査の申込み）及び第13条（事前調査の回答）に規定する手続	第11条（事前調査の申込み）及び第13条（事前調査の回答）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は 日となっている。 <p>また、他社手続の納期遵守率（申込日から回答日までの期間）は、100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、 。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第21条（接続申込み）に規定する手続	第21条（接続申込み）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から承認までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は 日となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、 。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く）	第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は 日となっている。 <p>また、他社手続の納期遵守率は、③（個別建設契約締結日～工事完了日）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続について、 。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

	第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■。 ・当社手続について、■■■■■。
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は23日となっている。 また、他社手続の納期遵守率（申込日から回答日までの期間）は、87%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は19日となっている。 また、当社手続の納期遵守率（申込日から回答日までの期間）は、100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
管 路 ・ と う 道	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率（申込日から回答日までの期間）は、100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■■。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
電 柱 添 架	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■。 ・当社手続について、■■■■■。

情報開示	ホームページ開示(無償)	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第99条の2(通信用建物の空き情報等の提供)に規定する手続	第99条の2(通信用建物の空き情報等の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第99条の11 (網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の11 (網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
個別開示(有償)	第10条の2 (事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	・他社手続について、 XXXXXXXXXX 。 ・当社手続について、 XXXXXXXXXX 。
	第10条の2 (事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)	第10条の2 (事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)	・他社手続について、 XXXXXXXXXX 。 ・当社手続について、 XXXXXXXXXX 。
	第10条の2 (事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤	第10条の2 (事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤	・他社手続について、 XXXXXXXXXX 。 ・当社手続について、 XXXXXXXXXX 。

の全端子数及び未利用端子数)	の全端子数及び未利用端子数)	
第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)	第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失)	第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失)	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、 ①(申込日～回答日)は日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回答日までの期間)は91%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件とともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、

		<p>①（申込日～回答日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は97%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
第10条の2 （事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2 （事前照会）第2項第9号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	<p>・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続について、■。</p> <p>・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
第10条の2 （事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第10条の2 （事前照会）第2項第10号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	<p>・他社手続について、■。</p> <p>・当社手続について、■。</p>
第10条の2 （事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要のある事項に係る情報）	第10条の2 （事前照会）第2項第11号に規定する手続 （その他様式に記載する必要のある事項に係る情報）	<p>・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続について、■。</p> <p>・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
第34条の8 （一般光信号中	第34条の8 （一般光信号中	<p>・他社手続について、■。</p>

<p>継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続</p>	<p>継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社手続について、■■■■■。
<p>第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続</p>	<p>第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回答日までの期間)は96%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続について、■■■■■。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
<p>第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続</p>	<p>第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■。 ・当社手続について、■■■■■。
<p>第68条第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査</p>	<p>第68条第1項第25号に規定する同一番号移転可否情報調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>第68条第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査</p>	<p>第68条第1項第31号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、

		<p>接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 1 項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>	<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 1 項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>	<p>・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日から回答日までの期間）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・ 当社手続について、■■■■■。</p> <p>・ 他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 2 項に規定する手続（き線点情報に関する調査）</p>	<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 2 項に規定する手続（き線点情報に関する調査）</p>	<p>・ 他社手続について、■■■■■。</p> <p>・ 当社手続について、■■■■■。</p>
<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 3 項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）</p>	<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 3 項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）</p>	<p>・ 他社手続について、■■■■■。</p> <p>・ 当社手続について、■■■■■。</p>
<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 4 項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査</p>	<p>第 9 9 条の 3 （DSL回線等に係る情報の提供）第 4 項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査</p>	<p>・ 他社手続について、■■■■■。</p> <p>・ 当社手続について、■■■■■。</p>
<p>第 9 9 条の 6</p>	<p>第 9 9 条の 6</p>	<p>・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、</p>

	<p>(光回線設備等に係る情報の提供) 第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)</p>	<p>(光回線設備等に係る情報の提供) 第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)</p>	<p>①(申込日～回答日)は■■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回答日までの期間)は82%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続について、■■■■。 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)</p>	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第3項に規定する手続(配線ブロック調査)</p>	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第3項に規定する手続(配線ブロック調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■。 ・当社手続について、■■■■。
	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)</p>	<p>第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■。 ・当社手続について、■■■■。

個別開示 (無償)	第 9 9 条 の 9 (宅内光信号電 気信号変換装置 に係る情報の提 供)に規定する 手続	第 9 9 条 の 9 (宅内光信号電 気信号変換装置 に係る情報の提 供)に規定する 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社手続について、■■■■■。 ・ 当社手続について、■■■■■。
	第 9 9 条 の 1 2 (電柱所有に係 る情報の提供) に規定する手続	第 9 9 条 の 1 2 (電柱所有に係 る情報の提供) に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社手続について、■■■■■。 ・ 当社手続について、■■■■■。
個別開示 (有償)	電気通信事業法 第 3 3 条 第 1 0 項協定に規定す る名義人の判定 結果に関する情 報提供	電気通信事業法 第 3 3 条 第 1 0 項協定に規定す る名義人の判定 結果に関する情 報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数について、 ① (申込日～回答日) は■■日となっている。 ・ 当社手続について、■■■■■。 ・ 他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-関西

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:大阪東事業部長) (情報管理責任者:大阪南事業部長) (情報管理責任者:和歌山事業部長)	-
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	-
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-みやこ

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:奈良事業部長) (情報管理責任者:滋賀事業部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-兵庫

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	-
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	-
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-東海

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:静岡事業部長) (情報管理責任者:岐阜事業部長) (情報管理責任者:三重事業部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-北陸

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:富山東事業部長) (情報管理責任者:福井事業部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-中国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:岡山事業部長) (情報管理責任者:島根事業部長) (情報管理責任者:鳥取事業部長) (情報管理責任者:山口事業部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-四国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:香川事業部長) (情報管理責任者:徳島事業部長) (情報管理責任者:高知事業部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本-九州

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	<p>情報管理責任者の配置</p> <p>(情報管理責任者:代表取締役社長)</p> <p>(情報管理責任者:北九州事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:佐賀事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:長崎東事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:熊本事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:大分事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:宮崎事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:鹿児島事業部長)</p> <p>(情報管理責任者:沖縄事業部長)</p>	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTTネオメイト

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:関西支店長) (情報管理責任者:東海支店長) (情報管理責任者:北陸支店長) (情報管理責任者:中国支店長) (情報管理責任者:四国支店長) (情報管理責任者:九州支店長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名: 株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者: 代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数: ■■■、ゲート数: ■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■、ゲート数:■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名: 株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者: 代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ■■■、ゲート数: ■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25～H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■■■名)	H24.1.19～H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1～H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28～H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28～H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28～H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本ーホームテクノ中国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■■■、ゲート数:■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数:■、ゲート数:■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名: 株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者: 代表取締役社長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理(居室数: ■■■、ゲート数: ■■■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施(■■■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施(■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社テルウェル西日本

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱う部門の明確化【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.11
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:経営企画部長)	—
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数:■、ゲート数:■)	—
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離されていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施【ル⑥】	接続関連情報に関する研修の実施 (■名)	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20